

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第3号

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項第17号の 9中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8年 5月 1日から施行する。